

# ご相談ください～CONSULTING SERVICE 相談窓口～

## ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

専門相談については予約制。電話による相談も可。

◇偶数月は司法書士が応相談。

\*法律相談は、月初めから受付。

無料での相談は一人1回です。

## 障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎ 24-6007

## 人権相談

・みんなの人権 110番 ☎ 0570-003-110

・子どもの人権 110番 ☎ 0120-007-110

・女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

受付時間 平日 8時30分～17時15分

## 高齢者総合相談

相談内容	曜日	時間・場所
高齢者総合相談	月～金	8:30～17:00 (ふくしの駅)

※上記以外は転送電話にて対応します。

※介護家族相談会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しています。

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

## いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）

※4/17（日）、5/1（日）～5（木）は休館

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

## 出張年金相談

日時 毎月第2水曜日 10時～15時30分

場所 人権センター1階会議室

※相談は予約制です。

※前々日の正午までに要申込

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

## 県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

場所 県庁農林庁舎1階（広島市中区基町10番52号）

問い合わせ 広島県生活センター ☎ 082-223-8811

行政相談 国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 入駒 智子（忠海東町）☎ 26-0235

## 令和4年度から施行される消費者関連の法律改正について

令和4年度から、次の消費者関連法の改正法が施行されます。代表的なものを見てみましょう。

### 〈改正民法（成年年齢引き下げ）〉

4月1日から、18歳以上の方は一斉に成年となりました。成年年齢に達すると、携帯電話を購入する、アパートを借りる、クレジットカードを作るといった契約ができるようになりますが、悪質商法によるトラブルが急増するのもこの年齢という国民生活センターのデータがあります。

なお、お酒やたばこなどの年齢制限については20歳のまま維持されます。

### 〈改正特定商取引法（定期購入）〉6月1日施行

例えば、スマートフォンでお試し品の健康食品などを注文した場合に、実際には定期購入が条件であることが画面上に小さく分かりにくく書かれ

ていて、解約を申し出てもトラブルになることがあります。このような通信販売の詐欺的な定期購入について、罰則の強化、誤認させる表示の場合に申込の取消が可能になりました。

### 〈改正預託法〉6月1日施行

オーナー商法とも呼ばれます。例えば、消費者（オーナー）に治療機器などを買わせ、それを事業者が預かって他の人へ貸し出したり運用したりすることで利益を出して配当などを支払う仕組みです。しかし、事業の実態がほとんどない、配当が支払われないケースが相次ぎ、社会問題となったため、この度の法改正で販売預託は原則禁止となりました。

おかしいな、こまったなと思ったら、竹原市消費生活相談室（☎ 22-6965）にご相談ください。



## 男性の育児休業が取得しやすくなりました



少子高齢化に伴う人口減少下において、労働者の離職を防ぎ、男女ともに仕事と育児を両立できる社会の実現が重要です。しかし、男性の育児休業取得率は未だ低い水準にとどまり、育児休業制度の利用希望が十分になっていない現状があります。

そこで改正された「育児・介護休業法」が、4月1日から段階的に施行されます。

### 事業主からの意向の確認が義務（4月から）

事業主は、従業員に育児休業・産後パパ育休を取得しやすい雇用環境を整備し、本人又は配偶者の妊娠・出産の申し出をした労働者に育児休業制度等に関する周知と休業の取得意向の確認を個別に行わなければならないとされています。取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

また、有期雇用労働者の育児休業取得条件が緩和され、育児休業等が取得しやすくなりました。

### 産後パパ育休の創設（10月から）

育児休業とは別に創設された産後パパ育休は、子どもの出生後8週間以内に4週間まで取得可能です。2回まで分割して取得でき、育児休業給付の対象です。

男性の育休取得者の多くは子の出生直後の時期であり、出産後の妻が心身の回復が必要な時期に側にいたい、育児に最初から関わりたいといったことから、この時期の取得ニーズが高いことが考えられます。

厚生労働省ホームページには、その他の改正点だけでなく、企業支援に関する情報も掲載されています。

### 育児休業を取得した男性の感想

「普段は気付かない母親の苦労をひしひしと感じ、より一層協力し合い子育てしていこうと思った。」  
「初期の段階から関わると、子育てを補佐ではなく主体となって対等な立場で関わる事ができた。」  
「上の子どもいたので、心にゆとりを持った育児ができた。」  
「妻と子の笑顔を多く見ることができた。」  
「職場の理解があったので、より育児に専念できた。」  
「自分が上司になった時、育休に理解を示していこうと思った。」などの感想がありました。

性別にかかわらずワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境の実現を考えていきませんか。

### 問い合わせ

人権センター ☎ 2 2 - 3 7 2 6

## なくそう 不法投棄

河川敷や山林の道路わきなどの人目の付きにくい場所への不法投棄がなくなります。

不法投棄は地域の景観を損ねるだけでなく、水質や土壌への汚染等環境への悪影響も心配されます。「きれいなまち」「すみやすいまち」を目指し、不法投棄を「しない」「させない」よう、ともに取り組んでいきましょう。

### 市の取組

市では、不法投棄されたごみについて、警察とも連携し対応しています。また監視カメラや看板を設置するなど、不法投棄の抑止を図るとともに、巡回、監視パトロールを実施しています。



### 不法投棄させないために

「草刈がされていない」、「ごみが散乱している」といった管理が行き届いていない土地は不法投棄されやすくなります。不法投棄されるとその撤去はその土地の管理者が行う必要があり、大変な負担となります。定期的な除草や樹木の剪定、柵を設置する等、不法投棄をされにくい環境を整えることが重要です。

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



問い合わせ 市民課生活環境係 ☎ 2 2 - 2 2 7 9